

令和 7 年 第 9 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：令和 7 年 5 月 1 6 日（金）午後 2 時 3 0 分

場 所：教育委員会室

教育長	内 野 雅 晶
教育長職務代理者	天 野 安喜子
委員	森 本 勝 也
委員	伊 藤 真 弓
委員	松 山 隆 之

事務局	教育推進課長	飯 田 常 雄
	学務課長	木 村 美由紀
	教育指導課長	大 川 千 章
	学校施設課長	栗 間 大 介
	教育相談以外長	百 々 和 世
	統括指導主事	田 中 将 一
	統括指導主事	堀 田 誠

書 記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係主査	樽 川 翔 平

内 野 教 育 長	開会時刻 午後２時３０分 ただいまから、令和７年９回教育委員会定例会を開催いたします。 本日は１名の方から傍聴の申出がございました。事務局は傍聴人を入室させていただきます。 日程第１、署名委員を決定します。本日は、伊藤委員と松山委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。 続いて、日程第２、議案の審議にまいります。 第２７号議案、教育に関する事務の議案についての区長からの意見聴取についてですが、本議案は、教育に関する予算、条例案について、令和７年第２回江戸川区議会定例会で審議するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定に基づき、区長から教育委員会に対して意見聴取されたものです。本件は、議会に上程される前の議案に関することであり、政策形成過程にある案件であることから、江戸川区教育委員会会議規則第１３条に定める秘密会議として審議したいと思います。この発議に賛成の方は挙手をお願いします。 〔賛成者挙手〕
教 育 長	ありがとうございます。賛成多数と認めます。本案件は秘密会議となります。審議につきましては、本日の公開案件の後、行いたいと思います。 なお、第２７号議案については、議案が議会に上程された後に、議事録の公開を可能といたします。 続いて、日程第３、教育関係事務報告にまいります。 はじめに、教育委員会後援名義の使用承認について、事務局から説明をお願いします。
飯田教育推進課長	それでは、教育委員会後援名義等の使用申請ということで、今回、推進課から１件、教育指導課から２件、合計３件のご報告をさせていただきます。 まず、教育推進課でございますが、今回が６回目の後援名義申請であります。 行事名は、租税教育ショー「税金クイズとリスボン博士のワクワク体験サイエンスショー」であります。 申請者は、一般社団法人江戸川北法人会、会長。事業の目的でございますが、楽しく学べる科学実験や税金クイズを通じて、将来の納税者たる児童に

	税と公共の大切さを伝える。また、税金クイズでは、生活に必要な多くのインフラが税金によって賄われていることを学ぶことにより、税金の大切さを実感してもらうというものであります。 実施日時は、令和7年8月7日木曜日、会場は、江戸川区総合文化センター大ホールでございます。 事業の対象は、区内小学生及びその保護者。 経費の徴収及び賞状・副賞等はありません。 ちょっと前後はしてしまいますが、次のページをご覧くださいますと、この後援名義の事業に関する企画書がございます。事業の目的は、先ほど申し上げたとおりであります。事業計画・内容等についてをご覧くださいますと、2番にございますように、チラシを北法人会の管内の小学校へお送りして周知をするということで、お伺いしてございます。 また、次のページが予算書になりますが、収入は全て北法人会の支出金であります。また、システムについては、こちらに記載のとおりでございます。 参考に、今回のチラシの案を添付させていただきました。 1点目につきましては、以上です。
教 育 長	それでは、1点目につきまして、何か質問・ご意見等ございますでしょうか。
伊 藤 委 員	こちらを拝見しまして、税金の部分と科学実験ということで二本立てになって、今回の目的では税金ということを知ることなんですけれども、やはりこのチラシを見たときに、サイエンスショーがメインで、ちょっと税金ショーかなという要素があるんですが、時間配分はどのくらいになっているのでしょうか。
教育推進課長	詳細な時間配分はちょっと分からないんですけれども、伊藤委員さんおっしゃるとおり、本来の目的は租税教育なんですけれども、租税教育ということで、そのあたりなかなかやはり参加者が増えないということで、子どもたちの楽しい事業と抱合せて租税教育を行うということで、時間としてはやはりこのショーといいましょうか、そちらの部分が増えて、租税教育の時間は短くなりますが、集まっていたいた児童に対して、この機会を活かして租税教育も行いたい、そのようなふうにお伺いしてございます。 以上です。

伊 藤 委 員	ありがとうございました。
教 育 長	ほかにいかがでしょうか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	この件、なければ、続けて説明をお願いいたします。
大川教育指導 課 長	それでは、私のほうから、第18回全日本知的障害児・者サッカー競技会にっこにこフェスタについての後援について、お伝えさせていただきます。 申請者については、特定非営利活動法人トラッソス代表の江木ひかりさんでございます。 事業目的としては、知的障害児・者へのサッカーの普及及び地域社会への理解を図り、「誰でも、一人でも、仲間とも、家族とも」楽しめるサッカーを提案することを目的とした取組みでございます。 こちらにつきましては、実施日については令和7年10月19日曜日及び令和7年12月7日曜日となります。 会場については、スピアーズえどりくフィールド。 経費の徴収につきましては、団体参加が1,000円、個人参加が500円となっております。 ご説明については、以上です。
教 育 長	それでは、まず、にっこにこフェスタのほう、今、ご説明がありました。何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。
天 野 委 員	やはり知的障害児も含めてという、地域社会にもっと知っていただくということも多分あるのしょうけれども、昨年、江戸川区内で参加された人数と、対象の方々にこういった行事がありますよということを広報した方法をわかる範囲で構わないので、教えていただけますか。
教育指導課長	昨年度も参加ということで、そちらについては総参加数が1,268名ということで、令和5年度が1,020名ということなので、少しずつ人数が増えているという現状がございます。こちらについては、都内では各小中学校の特別支援の学級のほうに発送させていただいているという状況で、教育委員会の名義があると配付がしやすいという経緯もあるので、こちらも後援

	回数は１６回ということになっておりますので、長年、こちらで携わってきた事業であるということでございます。
天 野 委 員	この知的障害児にスポーツをというところで、サポートに入る方々というのが本当に大変な部分もあるかと思うんですが、サッカーだけに限らず、区内の体育協会に入っていらっしゃる柔道も含めて、どういうふうにサポートができるかなと結構模索しているところも多いんですが、こういった競技会の際に、江戸川区の方々にサポートをされている方も参加をされている、そういった解釈でよろしかったでしょうか。
教育指導課長	それ以外の方も、そういったこと、支援にご興味がある方が参加されているということで、調べましたところ、ボランティアスタッフが４００名ほど。
天 野 委 員	区内で。
教育指導課長	はい。ということでございますので、様々、それだけではない方々も含めての体制になっているかなと、そんな状態でございます。
天 野 委 員	ありがとうございます。ぜひ、強力なサポートができればいいなと思っております。
教 育 長	ほかに、この件についてご意見等ありますでしょうか。
伊 藤 委 員	今までのことが分からず、あれなんですけれども、参加者の方は参加費というのですか、こちらはずっと有料で参加されていらっしゃいますか。無料ということはあまり考えないということですか。
教育指導課長	こちらの運営費は、やはり参加の経費を運営に充てていく必要性のあるものもございますので、全くのゼロ円というところではないと伺っております。
教 育 長	この件に関して、ほかにご意見、ご質問等ありますでしょうか。
松 山 委 員	協力のところに、千葉県知的障がい者サッカー連盟が出ているんですが、これに関して、江戸川区と東京都、教育委員会まで、これ、千葉のほうの教

	育委員会などは後援にはなったりはされない様子なんですか。開催地が江戸川区だから江戸川区になっているということでしょうか。
教育指導課長	おっしゃるとおりでございます。開催地が江戸川区ということが今回ございますので、江戸川区の教育委員会ということでの後援名義となつてございます。
教 育 長	よろしいでしょうか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、2点目の説明がありました。 それでは、3件目の説明をお願いいたします。
教育指導課長	続きまして、夏休み小学生年金教室～年金すごろく～についてでございます。こちら、申請者、主催者につきましては、東京都社会保険労務士会、江戸川支部、支部長でございます。 区教委のほうの後援回数が2回目となっております。 事業目的でございます。当該事業は、国民年金についての正しい理解の促進及び健全な年金保険料の納付者の育成を目的とした事業でございます。 実施日時でございますが、令和7年8月17日日曜日でございます。 実施会場は、タワーホール船堀4階の研修室となっております。 経費の徴収につきましては、受講費、入場費等は無料となっております。 ご説明は以上でございます。
教 育 長	ありがとうございます。 何かご質問、ご意見等ありますでしょうか。
天 野 委 員	前回のときにお伺いして忘れてしまったのかもしれませんが。申し訳ありません。税務と年金だから、教育推進課と指導課に分かれているのかなというところでちょっとご質問なのと、やっぱり今、一番はじめのインパクトというか、サイエンスショーと一緒にやっていくというところとのインパクトが違うので、2回目として、1回目、どれぐらいの来場者がいたのかなと。ちょっとそこだけ教えていただければありがたいです。

教育指導課長	過去の実績についてでございます。 昨年度、令和6年度は実施日に台風が来てしまったという経緯もありまして、児童3名とその保護者3名という、少数の中での実施でございましたが、その前の年度、令和5年度につきましては、初回となります。11名ということで、内訳としては小学校1年生が1人、2年生が1人、3年生が2人、4年生が1人、5年生が2人、中学校1年生が4人ということで参加者が実施されていたというふうに伺っております。
教育推進課長	なぜ、推進課と教育指導課なのかというところにつきましては、正直、なかなか難しいところでありまして、教育委員会後援名義の受付といいますか、主管の窓口としましては、その事業にもっとも関わりが深い課というのが原則でございます。 しかしながら、今回の年金や税金ですね、そのものが課の事業とそのままだとイコールではございませんので、両方の課にまたがるような内容になっていた場合に、ご相談いただいたときに、最初にお受けしたところといいましょうか、そういったところが明らかにこの課の仕事ということであれば、そちらに振るんですけれども、様々な課にまたがっているような場合では、最初にご相談承ったところだったり、そういったところが事実上の窓口としてそれ以降の後援名義も担当させていただいているというのが実情でございます。
天 野 委 員	ありがとうございます。 小学校1年生から中学校1年生という幅が年金のほうあったんですけれども、結構、幅がある中で、何か教育というところ、もちろん小学生とか中学生がいらっしゃってるので教育委員会が後援ということは間違っていないと思っているんですが、理解度というか、皆さんの感想というのが今度、今回出たら問題ないんですけれども、次回以降、ちょっと教えていただけると、こういう学びができましたなんてことが、今後、それをつけてしまうとなかなか今度参加者が増えてこないということもきっとあるでしょうから、今後、こういったところでこういう学びができますということがより鮮明になってくると、さらに来たほうがいいのかという広め方も変わってくるでしょうから、何かそういったものもあるといいななんて。感想です。
教 育 長	ありがとうございました。 すごろくというのが、とても企画としては楽しそうで、私も興味深く見さ

	せていただいたんですけれども、サイコロ振って出た目によっては納付の免除というところがとてもユニークで、子どもたちがとても興味を持ってくれるのかなという思いがいたしました。また、実際、9回目のサイコロを振るところ、60歳のときの出た目によっては、受給開始をいつにするのかというところもとてもリアルなすごろくになっているのかなというふうに感じました。 何かご質問、ご意見等ありますでしょうか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、以上3点の後援申請について、ご説明及び質問、ご意見等をお預かりしたところでございます。 ほかに質問、ご意見等がないようでしたら、以上の3点につきましての後援申請の報告事項を了承したいと思います。 次に、いじめ電話相談（令和7年度4月分）について、事務局から説明をお願いいたします。
百々教育相談 センター長	令和7年度4月分のいじめ電話相談のご報告をさせていただきます。 4月は2件ございました。中3の生徒、小6の児童の2件でございます。 相談の内訳としましては、暴力に関することが1件、言葉に関することが1件でございます。架電者は、保護者が1件、本人が1件、計2件でございます。 以上です。
教 育 長	ありがとうございました。 この件に関しまして、何かご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。
天 野 委 員	最近、暴力というところに入電というか、入っているところが散見されるんですけど、切ないという気持ちも含めて、どういうところで線を引いてこれが暴力、もしかしたら私が思っている暴力なのか、皆さんが持っている学校のラインというのは、ちょっと違うんだよねというところ、ちょっとその辺教えていただけたらなと思います。

教 育 相 談 セ ン タ ー 長	大分難しい部分かなと思っております。やはり暴力なので、手足で蹴るであったり、つねるであったり、はたぐとか、そういうものが暴力として学校現場、教育委員会としては認識しているところです。
天 野 委 員	今回、入電があったのって、小学校6年生と中3という、割と高学年以上というか、手を上げて良いこと悪いことをしっかり学んでいる学年だと思うんですね。なかなかそこをゼロにするという難しさというのって、もし感じている部分があれば教えていただきたいのですが。
教 育 相 談 セ ン タ ー 長	国の問題行動等調査におきまして、暴力行為という事例は、実は一時は下がったんですけれども、ここ2、3年は増加傾向でございます。やはり、この対人のところのコミュニケーションの図り方というところで、また課題が出始めたのかなと思っているところでございます。なので、暴力の問題というところで、それが友達に対するものだけでなく、教員に対してのものなども実際でございますので、自分の納得いかないというところの表現、うまくいかないところの表現を暴力で示しているというところが今後どうしていくかということで課題になっております。 以上です。
天 野 委 員	もう一点だけ。これって、コロナのときに、6年生であれば、小学校入ってもうすぐあたりというか、そうでもないか、一番固まっている年代が学校行けなくてというところが出てくると、もう中学生からも十分そういったところが育ってからのコロナの時期だとは思いますが、そういった影響ということもあるとお考えなのでしょうか。
教 育 相 談 セ ン タ ー 長	コロナの影響というのは一概に言えないですけども、コロナが明けてから大分年数も経ちましたので、やはり子どもたちのコミュニケーションの取り方というところで、もう一度先生方、指導をどうしていくかというところを見直していく時期なのかなと。今、まさに私たちがやっているのは教育相談の充実ということで、コミュニケーションを図っていくための授業等を進めていくところであります。
天 野 委 員	ありがとうございます。
教 育 長	ほかに、ご意見、ご質問等ありますでしょうか。

	ほかになれば、ただいまの報告事項を了承したいと思います。 これより会議は秘密会となります。 傍聴人の方は、ご退出をお願いいたします。 〔秘密会〕 〔政策形成過程期間が終了したため秘密会部分を公開〕
教 育 長	それでは、第 2 7 号議案、教育に関する事務の議案についての区長からの意見聴取についてを審議いたします。 内容について、事務局から説明をお願いいたします。
教育推進課長	それでは、ご説明申し上げます。 資料の 1 枚目からご覧いただければと思いますが、教育に関する事務の議案についてということで、令和 7 年の 6 月 6 日に開会いたします、第 2 回区議会定例会に提出する議案につきましては、法律の規定により意見聴取されたものであります。 内容は、記書きの 4 点でございます。 1 点目が、令和 7 年度江戸川区一般会計補正予算中教育の事務に関する部分。 2 点目が、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。 3 点目が、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例中教育の事務に関する部分。 4 点目が、江戸川区立学校設置条例の一部を改正する条例であります。 それぞれ資料に基づきましてご説明を申し上げます。 1 点目が、令和 7 年度第 1 号補正予算概要（教育費）案という資料をご覧ください。歳入、歳出とを分けてご説明いたしますが、上段に記載がありますのが歳入であります。今回、雑入ということで 9 3 万 9, 0 0 0 円の歳入を補正予算として計上させていただきました。内容のところにございますように、詳しくは後ほど歳出の部でご説明いたしますが、給食費補助事業を拡大するに当たりまして、事務補助員の新規雇用を行う関係で社会保険料の収入は増ということで、今回、歳入の増をさせていただいたところであります。 続いて、下段の表、歳出でございます。 1 目めが教育推進費ということで、四つの事業につきましては、計上させていただきました。推進費全体では 3, 4 6 1 万 6, 0 0 0 円の補正であり

ますが、一つ目、すくすくスクール運営費については748万4,000円の補正でございます。内容は、すくすくスクールの学童クラブのDX化ということで、これまで保護者から学童クラブをお休みされる際には電話等でご連絡いただいておりますが、いわゆるDX化ということで、アプリで連絡ができるようにしていくためのシステム開発料及び使用料ということでございます。

2点目が学校開放運営費ということで198万円の補正を計上させていただきました。こちらが学校の体育館や校庭など、学校が使っていない時間帯におきまして貸し出しをしてございましたが、これもこれまでそれぞれの学校に電話や、また書類を提出してご利用いただいておりますが、予約ができるシステムを開発するための費用となります。

3点目が子ども未来教育基金積立費ということで10万円でございます。こちらは、教育関係を使途とする寄付金があったために計上させていただいたものであります。

4点目が小学校登校時間前居場所づくり事業費ということで、2,505万2,000円の計上であります。こちらが小学校登校時間前に、校門前等で待っているお子さんがいるということで、保育園に通っていた際には、おおむね7時半から保育園は始まっていたんですけれども、小学校の登校時間はおおむね8時以降ぐらいのところが多くなってございますので、3月までは7時半から通えていたところが小学校に上がると、少し時間が遅くなるというところで、働く保護者の方を支援するというところで、小学校内に子どもの見守りができる環境をつくるということでございます。運営は、シルバー人材センターへ委託をする予定でございまして、そのための費用として2,500万円余を計上させていただきました。

次のページをご覧ください。ここからは学務費であります。学務費全体で3億6,413万2,000円でございますが、五つの事業について計上してございます。

一つ目が、特別支援就学事務費でございますが、内容のところをご覧くださいますと、区立小学校1校をモデルとして、令和8年度に自閉症・情緒障害の特別支援学級を設置する予定でございます。その準備費用ということで、こちら176万9,000円を計上させていただきました。

2点目、3点目、4点目につきましては、いずれも就学奨励扶助費、または就学奨励事務費ということで、内容としては同一のものでございます。これまで就学援助につきましては、主に区立小学校、また国公立の学校の児童・生徒を対象としてございましたが、本区に住民登録のある全ての小学校1年

生から中学校3年生に対象を拡大するということでございます。

5番目につきましては、私立学校等就学者給食費補助事業費でございます。こちらにつきましては3億420万6,000円の計上でございますが、説明のところ、内容のところでございますように、これまで区立学校在籍者を対象としていた給食費補助事業について、区内に住民登録のある全ての小1から中3を対象とするということで、私立小・中学校に通われている子どもも含めてということでの拡大でございます。

続いて、教育指導費。こちら、一つの事業でございますが、教育活動事業費ということで、1,606万円計上させていただきました。こちら、スケート教室のバス料金の公費負担に伴う増であります。

続いて、学校施設費ということで、5億389万1,000円でございます。合計五つの事業を計上させていただいてございますが、一つ目が下鎌田地域統合小学校施設改築費ということで、834万5,000円計上させていただきました。こちらはインフレスライド対応ということで工事費の増でございます。

二つ目が平井南小学校施設改築費ということで、3,388万円でございます。先だっただけ報告させていただきましたように、学校プールのあり方ということで、主に中学校に室内の温水プールを設置し、周りの学校がそこを共同で利用していくという方針を出させていただきました。

それに伴いまして、この平井南小学校につきましては、屋外に置くよりも設置をしない方向で設計変更を行うものであります。

続いて、小松川・平井地域統合小学校施設改築費であります。こちらは反対に、屋内の温水プールを設置するための設計委託費の増ということで、1億7,964万1,000円計上させていただきました。

次のページをご覧ください。こちらは江戸川・下鎌田地域統合小学校施設改築費ということでございますが、次の松江第一中学校施設改築費とあわせまして、今回新たに、基本設計・実施設計等の委託料を計上させていただくものであります。

続いて、教育研究所費でございます。教育相談センターに組織の名称は変わっているんですけども、予算書上は昨年度の名称で予算書作成をして議決をいただいている関係で、予算書上だけ、この教育研究所費という名称が残っています。今回は1億円の補正でございますが、寄付をいただきまして、子どもたちに野球道具一式を買って寄付をしたいということで寄付をいただきましたので、そのための費用として、こちら1億円計上させていただきました。これらを合わせまして、10億1,869万9,000円の歳出増

でございます。

続いて、継続費（変更）をご覧ください。こちら、継続費につきましては、主に施設等で3か年以上にわたって予算を計上するようなものに関するものであります。今回計上させていただきましたのは、下鎌田地域統合小学校施設改築費ということで、歳出のところで834万5,000円の歳出増を先ほど計上させていただきました。それと同じ内容でございますが、令和7年度のところで、左側が変更前、右側が変更後でございますが、834万5,000円増加した金額として1億円2,774万5,000円を記載させていただいたところであります。それに伴って合計額も変更になっております。

続いて、繰越明許費であります。こちら小松川・平井地域統合小学校施設改築費ということで、7年度から8年度にかけて年度をまたいで計上する費目になります。こちら歳出のところで1億7,964万1,000円ということで先ほど計上させていただきました、温水プール設置に伴う設計契約の変更というものでございます。

最後に、債務負担行為であります。こちらこのページの上段にあります、江戸川・下鎌田地域統合小学校及び松江第一中学校の施設改築費ということの、それぞれ両校とも改築に伴う設計の委託料の計上でございます。今回、この設計につきましては、令和7年度から8年度、9年度まで、3か年にわたる契約をこれから結ぶんですけれども、このページの上段にありますところで、今年度分、令和7年度でこの一番下にあります債務負担行為で、令和8年度から9年度にかけて契約をする金額です。合わせた金額が今回の契約額になりますが、年度を3か年にまたがることから、こういった形で二つの枠に分けて、予算書上の処理をさせていただいているものであります。

続きまして、条例改正に移らせていただきます。

1点目につきましては、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正でございます。新旧対照表をお付けさせていただきましたが、内容につきましては主に口頭でご案内をさせていただきたいと思っております。

国のほうの制度改正でございますが、育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律というのが改正されました。これが令和7年の10月1日に施行されます。これに伴いまして、国家公務員におきましても、既にその状況に応じた制度改正を行ってございます。内容としましては、本人または配偶者が妊娠出産したことを申し出た職員、また3歳未満の子どもを養育する職員に対して、その状況に応じた様々な制度の情報提供や、それを使うかどうかの意向確認、これを行うことを義務づけると

いうものでございます。本区におきましても国と同様、仕事と育児の両立に関する事項について、適切な対応を行っていくということで条例の改正を行うところでございます。施行日は、法律の改正と併せまして、令和7年10月1日を予定してございます。また、施行日前におきましても、一部の手続については行えるような経過措置というのを設けていくところであります。

続きまして、次の条例でございますが、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、こちら新旧対照表をお配りさせていただきましたが、内容につきましては、口頭でご案内させていただきたいと思っております。こちら国も制度改正があります。地方公務員の育児休業等に関する法律、こちら令和7年10月1日施行ということで改正されました。それに伴いまして、部分休業の拡充が行われたところであります。部分休業につきましては、育児を行う職員が小学校入学までの間、短時間勤務をできるような、そういった制度でありますけれども、これまでの部分休業は1日につき2時間の範囲内で勤務しない、時間短縮で勤務をすることができる制度でありましたが、改正後は1年につき10日相当の範囲内で勤務しないことも可能。つまり、これまで1日2時間まででしたけれども、年間10日までであれば、例えば1日単位で勤務をしない、また、半日単位で勤務をしない、こういったことが職員の選択によって可能となるというものでございます。それに伴う規定整備ということで計上させていただくものでありまして、施行日は、法改正と合わせて、令和7年10月1日とした上で、今年度につきましては年間10日以内というふうに先ほどご説明いたしましたが、今度は下半期の施行になりますので、年間5日以内という経過措置をとるものであります。

続きまして、最後の条例になりますけれども、江戸川区立学校設置条例の一部を改正する条例でございます。こちらにつきましても新校舎の完成に伴いまして、学校の位置変更を行う条例改正の内容になります。下鎌田小学校というふうにこちら記載ございますけれども、こちらにつきましては、令和5年4月に下鎌田小学校と下鎌田西小学校が、統合した下鎌田小学校でございます。これまで新校舎の建設を行ってございましたが、途中で工期が延びるというようなこともありまして、新校舎の落成が令和7年5月末と今月末となる予定でございます。これに伴いまして、新しい施設を使用開始する時期として、令和7年8月以降ということで、現在予定をしております。これまでも工事の期間中におきまして、地中障害が発生したり、そういったことで竣工の時期であったり、新しい校舎を使い始める時期が変更になることがあったことから、条例では、引っ越し先の住所は改正しますけれども、その期日につきましては教育委員会規則に委ねるということでさせていただい

	てございます。 今回、こちらについてまず条例改正を行った上で、概ね8月以降、引っ越しというところはもう大丈夫かとは思いますが、そういった状況もしっかり確認した上で、施行期日につきましては、改めて教育委員会規則で定める、そういう取扱いにさせていただきたいと考えてございます。 雑駁でございますが、意見聴取につきましてはの説明は以上です。
教 育 長	ご説明、ありがとうございました。 それでは、この件に関して、ご質問、ご意見などお受けしたいと思いますが、まず1件目について、令和7年度江戸川区一般会計補正予算中教育の事務に関する部分について、何かありますでしょうか。
天 野 委 員	2点ほど。すごく細かいところです。お弁当の補助金が今度私立も出ると。私立って割と給食が出るというお話なんですけど、お弁当の学校も結構多いと思うんですよね。そういったところも対象になってくるという理解でよろしかったですか。
木村学務課長	どのお子さんにもというところで、私立のお弁当をお持ちのお子さんにも一律支給、補助するという形になっております。
天 野 委 員	ありがとうございます。 最後、学校施設費、ずらずらとなつて、私たち素人、全く正直言つて私、全然分からないんですが、専門職が入つてのこの費用の計上であるという理解でよろしかったでしょうか。
栗間学校施設課 長	おっしゃるとおりでございます。 こちらの費用の算定については、技術職によるものでございます。
教育推進課長	ひょっとしたら、これまでに分割発注等含めて技術職云々というところを含めてのご心配かもしれませんが、このような学校改築に伴うような場合というのは、これはもう従来から専門職がしっかり入っていろいろと算定するという仕組みはちゃんとできていましたので、ここは安心していただいて大丈夫です。
天 野 委 員	安心しました。

教 育 長	それでは、2件目の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてのご質問、ご意見等ありましたらお願いします。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	よろしいでしょうか。 それでは、3点目、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例中教育の事務に関する部分について、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	よろしいでしょうか。 それでは、最後4点目ですね、江戸川区立学校設置条例の一部を改正する条例について、ご質問、ご意見等ありましたら、お願いいたします。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	よろしいでしょうか。 それでは、以上4点につきまして、ほかにご質問等なければ、第27号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、原案のとおり決定いたします。 秘密会はここまでとします。 〔秘密会終了〕
教 育 長	以上をもちまして、令和7年第9回教育委員会定例会を終了いたします。 閉会時刻 午後3時12分